

建築確認・検査手数料改定のご案内

(株)千葉県建築住宅センター

(令和6年9月1日改定)

当センター建築確認・検査の業務

業務区域	千葉県全域
業務範囲	建築基準法に基づく建築確認、中間検査、完了検査及び各種届出
建築物	延べ床面積が3,000㎡以内で地上5階以下のすべての建築物
工作物	5m以下の擁壁／4mを超える広告塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの

建築確認・検査手数料

表1 建築物(案)

単位：円

区分	床面積の合計	建築確認申請 (注1)	中間検査申請 (注2)	完了検査申請 (注2)
法第6条第1項第4号 及び型式適合認定建築物 ※100㎡を超え200㎡以内の 特殊建築物を除く。	計画変更で50㎡以内	10,000		
	200㎡以内	27,000	35,000	35,000
	500㎡以内	40,000	50,000	50,000
その他の建築物(注3) 建築確認申請欄は構造計算書が 不要な場合は20,000円引き とします。	200㎡以内	60,000	45,000	45,000
	500㎡以内	80,000	60,000	60,000
	1,000㎡以内	120,000	100,000	110,000
	2,000㎡以内	220,000	150,000	160,000
	3,000㎡以内	320,000	200,000	220,000

※ 検査にかかる出張費は無料です。

表1の2 建築物の省エネ適合判定が必要な建築物の完了検査の加算額

単位：円

延べ面積	省エネ適合判定を当センターで実施	省エネ適合判定を他機関で実施
2,000㎡以内	30,000	60,000
3,000㎡以内	35,000	70,000

- 会員の場合は、建築確認申請手数料(計画変更確認申請を除く。)から2,000円引きとします。
会員とは：建築主・設計者・工事監理者・施工者・代理者のいずれかが、(一社)千葉県建築士会の会員である場合をいいます。
- 当センター指定の確認申請プログラムによるメディア申請(USBメモリ等)又はウェブ申請は、一律1,000円引きとします(計画変更確認申請を除く。)

(注1)

- ・ 建築確認申請に係る部分の床面積の合計によります。
ただし、移転、大規模の修繕、大規模の模様替の場合は、申請に係る部分の床面積の1/2とします。
- ・ 既存の建築物に増築等する場合は、増築等の面積に既存部分の床面積の1/2の面積を含めます。
- ・ 構造の既存不適格建築物に増築等をする場合は、その他の建築物欄の手数料とします。
- ・ 4号建築物又は型式適合認定建築物で構造審査が必要な建築物は、その他の建築物欄の手数料とします。
- ・ 計画変更確認申請の手数料は、変更に係る面積の合計を上記表1の各区分の建築確認申請欄に当てはめた手数料とします。
ただし、計画変更確認申請は、直前の確認が当センター以外から受けている場合は、新規の建築確認申請手数料とします。

(注2)

- ・ 建築確認を受けた部分の床面積によります。
ただし、既存の建築物に増築等する場合は、増築等の面積に既存部分の床面積の1/2の面積を含めます。
- ・ 構造の既存不適格建築物に増築等をする場合は、その他の建築物欄の手数料とします。
- ・ 中間検査の床面積は、当該特定工程の部分までの床面積の合計とします。
- ・ 当センター以外から確認(計画変更を含む。)を受けた直近の中間又は完了検査の手数料は、表1の手数料の1.5倍とします。

- ・ 中間又は完了検査において、是正確認等で再検査となった場合の検査手数料は、表1の検査手数料の半額とします。ただし、計画変更があり中間又は完了検査申請を取り下げ後に再検査となった場合は、検査手数料の全額とします。
- ・ 中間又は完了検査において、追加説明書の提出が必要になった場合は、計画変更と同額の手数を加算します。

(注3)

- ・ 一申請中、4号建築物又は型式認定建築物とその他の建築物が混在するものについては、すべてその他の建築物欄の手数料とします。
- ・ 500㎡を超えるすべての建築物は、その他の建築物の区分の手数料とします。

表2 審査等の割増料金

天空率	道路斜線、隣地斜線、北側斜線の区分の一ごとに 5,000 円
日影図	5,000 円
複数の構造棟数	30,000 円×(構造棟数-1) ※構造棟数：構造計算が必要な構造上の棟数
ルート2基準	1,000㎡以内/120,000円、2,000㎡以内/150,000円、 3,000㎡以内/180,000円
ホームエレベーター等	4号建築物1機ごとに、確認申請 6,000 円、完了検査 8,000 円
各種安全等検証法	各種安全等検証法の区分の一ごとに 60,000 円

表3 消防同意を要する建築物

単位：円

建築物申請1件につき	3,000
------------	-------

表4 建築確認仮使用認定の手数料

単位：円

仮使用の認定申請1件につき	認定を受けようとする部分の床面積の合計	
	500㎡以内	60,000
	1,000㎡以内	100,000
	2,000㎡以内	150,000
	3,000㎡以内	200,000

表5 その他の手数料

単位：円

記載事項変更届、工事監理者・施工者決定等届、確認帳簿記載証明願	3,000
軽微変更届で尿尿浄化槽又は蒸発散拡散装置等の機種を変更	
工事取りやめ届	2,000

表6 工作物

単位：円

		確認申請	完了検査申請	計画変更確認申請
擁壁	高さ3m以下	40,000	40,000	20,000
	高さ3m超5m以下	50,000	50,000	20,000
広告塔等	高さ1.5m以下	40,000	40,000	20,000
	高さ1.5m超	50,000	50,000	20,000

- 会員の場合は、建築確認申請手数料（計画変更確認申請を除く。）から2,000円引きとします。
会員：建築主・設計者・工事監理者・施工者・代理者のいずれかが、（一社）千葉県建築士会の会員である場合。
- 当センター指定の確認申請プログラムによるメディア申請（USBメモリ等）は、一律1,000円引きとします。（計画変更確認申請を除く。）。
- ※ なお、上記の各手数料について特殊なケースの場合は協議させていただきます。

お問い合わせ



株式会社 千葉県建築住宅センター
〒260-0013 千葉市中央区中央4-8-5 建築会館（2・3階 確認・構造審査部）
TEL：043-222-0321 FAX：043-222-0325
URL：http://www.cbh-center.co.jp